法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-09-03

東韃紀行

間宮，林蔵

(出版者 / Publisher)
南満州鉄道株式会社総裁室庶務課
(発行年 / Year)
1938

一、凡此處に來集たる諸夷、船を河岸に繫ぎ終れば、直に其船中の長たる者一人官夷の船に至り笠を取て官夷に向ひ低頭する事三次す。是來舟の事を訴るなるべし。其後官夷酒を出して其夷に飲しめ、精粟三四合を出して是を與ふ。是一の禮也。

「粟」、間宮孝順本同し、通航一覽本「米」

一、進貢の禮は下官夷柵門に出て、諸夷のハラタ、カーシンタの類一人宛を呼出して假府に至る。上官人三人府上に卓子三局を設け是に腰を懸て、其貢物をうけ、諸夷は笠を脫て地上に跪き低頭する事三次し、終て其貢黑貂の皮一枚 夷名ホイヌ筒拔にしたる皮なりハラタ、カーシンタ其他庶夷といへ共皆是なり を奉る。中官

人紹介して上官夷の前に呈す。貢禮終りて後賞賜の物を下し與ふ。其品ハラタに與ふる物は錦一卷長七尋カーシンタは純子の如き物四尋、庶夷に至るは木綿四反下品櫛、針、鎖、袱、紅絹三尺許を下し與ふ。

以上二禮有を見るのみにして、其他路上相値アフの禮、或は中以下の官夷より贈物をうくるといへども、謝辭の禮抔いふ事も見聞する處なし。又上官夷中官夷共に府中の出入するを見るに、從者といふ者もなく、唯一人にして扇子を持、群夷騷擾の中を往返す。故に諸夷往々其肩腰に觸れ、衣裳を汚す事少からずといへども制す

る事なく、諸夷も又恐怖する色なし。中以下の官夷は猶更に諸夷と馴昵し、其相語れるを見るに、草間に並臥して交易をはかり、或は煙筒を含ながらにして諸夷と相並びて府外を往返し、諸夷の假屋中に至て飲食を共にし、或は夷中の少年を捕へて嬉戯をなし抔する樣いかにも親厚して、更に恭敬を以て諸夷を責る事を見す。

一、諸夷相共に應接する所の禮一も見聞する處なければ其有否をしらず。林藏に對しては時々跪拜する者ありしと云、蓋し官夷と誤るなるべし。

一、交易の事は亂雜にして更に一定の式なく、交易處、

夷假屋相共に往返して交易をなす。其他道傍街上といへども交易する事にして其處を論ずる事なし。

一、其交易の態、諸夷種々の獸皮を腋下に夾み交易處に至り、吾欲する處の物、酒たばこ布帛鐵物の類、思ふさま〳〵に易來て、後餘す處の皮ある時は其價を貪りて妄りに交易せず。滿州夷亦是を取んと欲して色々の品物を出し示し、猶交易せざる時は己が着服を脱して交易するに至る。其亂雜無紀の事是を以概知すべし。

一、諸方の夷幾百人となく日々假府中に妄入し交易をなす事なれば、其喧嘩なる事譬るに物なし。或は他夷の

獸皮を奪ひ去る者ありと罵り、又は我腋下の皮末を裁去しと呼び、其價を貪る夷ある時は着衣を脱して猶其皮を得ざる官夷あり、或は相共に撲擲し、又は走て獨り轉び、布帛を易得て出る者あれば、木綿を返して酒を得んと呼ぶ夷あり、其間撞木を打て其喧嘩をいましめんとすれば、官物を盜去者ありとて銅鑼を打鳴し柵門を閉んとすれば、柵を攀りて屋に登り、誠に叫聒にして其事狀を辨知し難し。

一、柵中何れの處にや鐘樓を設置て一日中是を撞鳴らし止む時なし。煩雜喧嘩の中林藏其所在を詳にせず。

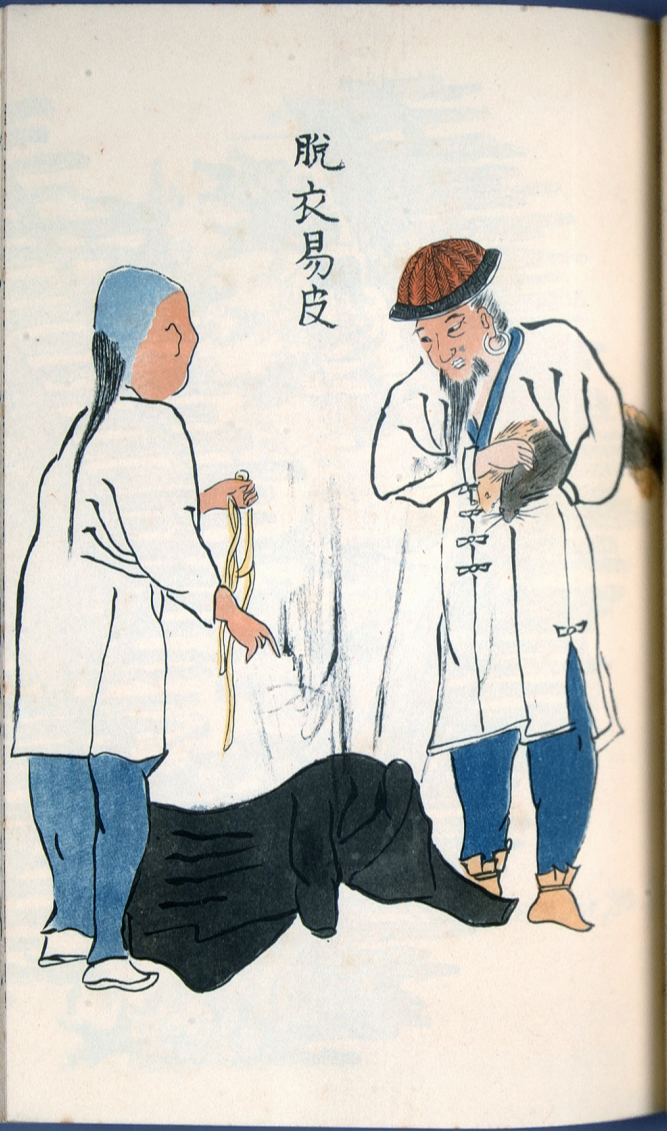

一、喧嘩嘈擾、上條の如しといへ共、官夷絶て是を制する事なし。然れ共其進貢の禮又は下令の式の如きに至ては、官夷は論なく庶夷といへ共大に肅慎敬畏すと云。

一、下令の事何にても急速にして優寛の事を見す。中官夷跪て令を受るに僅一二辭を接すれば忽立て其事を行ふ、實に手を反するが如し。林藏在留中何夷にてや有けん（貌は山旦夷の如し）犯法の事有しと見へ、上官夷令を傳へて下官夷をして是を鞭打しむ。大に疼痛して叫號涕泣す。然れ共其後府の出入を禁ずる抔いふ事もなく、打終て後は更に舊惡を責ず。

夷交易

中官夷跪坐受令

蓬篠、アンベラ

檣頭の木鳥はシヤーマン教のトーテム

一、官人の廬船其形圖の如し。横一丈餘長凡七八間許にして凡百石餘を積むべし。其製至て粗にして、舳に見よしと稱すべき物もなく、只兩方より板を附たるのみにして板の合目は悉く白土を以て是をぬり、船三分の二を荷箇の處となし、蘆の蓬篠を以て其上を覆ふ。其一分に小板屋を造り官夷の居處となし、艫の方に樺木皮を以て假庇を作り厨房となす。檣頭圖の如くなる物を設て木製にして何の用たる事をしらず。厨房は誠に在留中假に設る處にして、官夷三姓に歸り趣く時は悉く毀敗して是を去ると云。如レ斯船通計四艘此處に泊

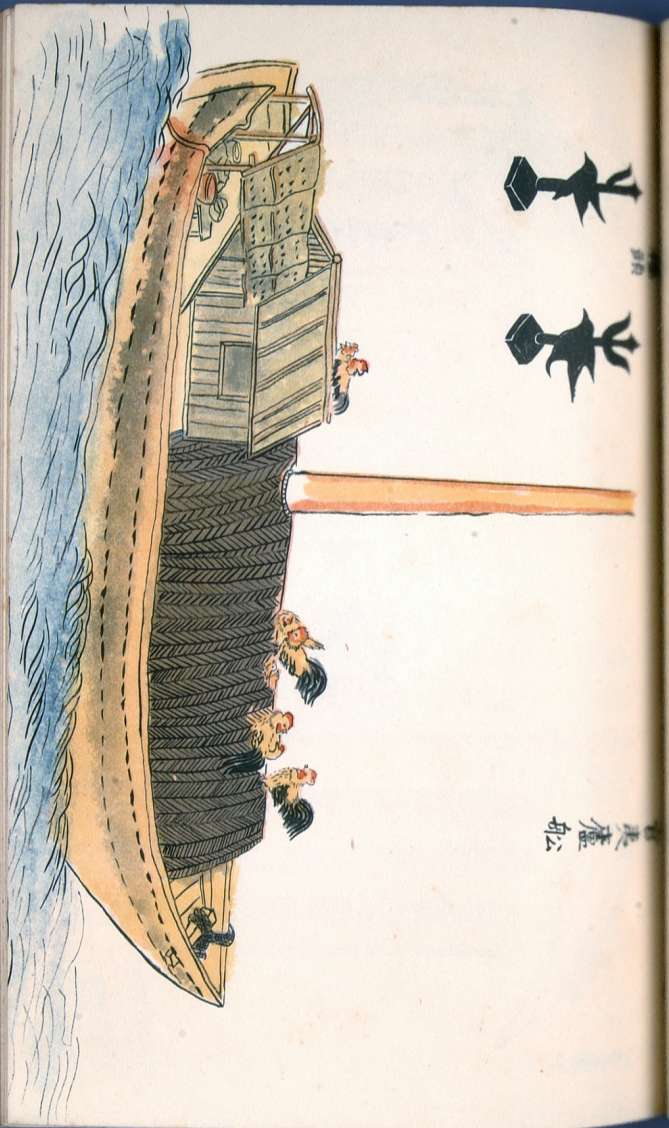

在せしに内二艘は板屋を設けず、只樺木皮を以て庇を造るのみ。

一、廬船は二艘共官人の居船にして床を設け、窓を開き几卓を置、床上木綿を敷く事大抵圖の如し。官夷其中に在る時は、人毎に獸皮を敷て蹲居す。

一、官夷の用る所諸雜器、總て異形の物を見ず、筆硯墨紙、飲食の具、皆年々崎陽に渡來する物とひとし。

一、兵杖の類總て齎し來る物を見ず。只鳥銃一挺有て下官夷これを弄するを見るのみ。紙製の炮器なりとて時々河中島嶼の中に行て放發の音有を聞しかとも、林藏

紙製の炮器とは爆竹のことか

船後見廬中

其製を見ざれば圖を出す事あたわず。

一、官夷衣服、大抵孺子純子の類を着し、雨中の時紺羅紗の衣を服す、其製圖の如し。冠は藤を以て作れる笠の上に紅糸をかけ、金丸を頂上に飾る。

一、中官夷以下は大抵木綿衣を着し、下官夷に至ては夷とひとしく獸魚皮を服する者あり。

一、林藏官夷と應接せしに、官夷等大に是を悅び、酒（方名）を設て屢々饗せしといふ、故に其圖を出す。

一、林藏此地在留中、天朝の官夷托精阿なる者七月十五

「藤」、通航一覽本同じ、間宮孝順本「籐」

黑龍江下流域の諸民族は一般に冬季は毛皮を衣、夏季は鮭の皮を乾し、裁縫して衣る

「アルカシコ」他本「アルカ」一種素麵の如きものとは粉（アルカシコ我國の燒酎）を釀し、肴（豚、鷄卵、同肉、川魚其他野菜の類一種素麵の如くにして白徹なる物を養とす、本邦なきところの物）を

日此處を發して三姓に歸り去りしに、其離別の禮大に異狀有事を見る、故に其圖を出す。凡送別に出たる者は上下の隔なく托精阿一人毎に是を抱き、林藏が前に至ても又抱んとせしを、吾邦の禮しからずと答て是を辭しければ、腰を屈せるのみにしてやみぬ。其後船に乘り去ると云。

一、托精阿乘處の船、其狀圖の如く山旦舟に異る事なし。蓬篠屋中を托精阿の居處となし、其舳に車械三偶を設け、三夷是を漕ぎ、一夷艫に在て楫を擁す。船中積處、日用の諸雜器總て省略して、遠途に趣く旅舟の如くな

條子即ち豆素麵のことか

「養」、間宮孝順本「羹」、北斗社本「美」、通航一覽本「食」

抱禮は滿洲民族間に行はるゝ最も親愛を表す禮

「械」、間宮孝順本「拐」

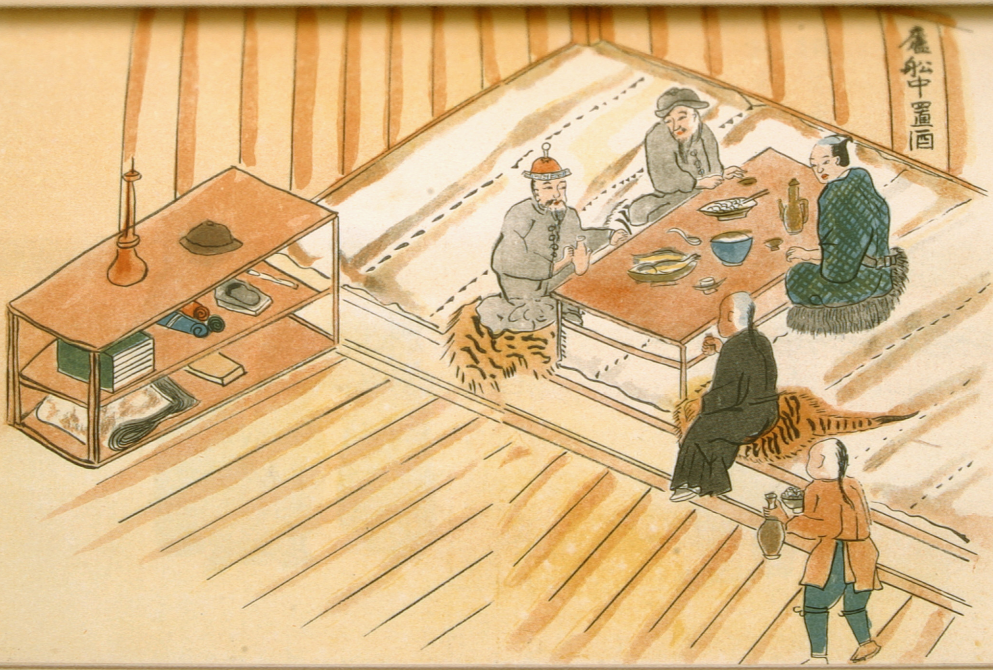
船中置酒

請官夷送
托精阿

花精河帰船

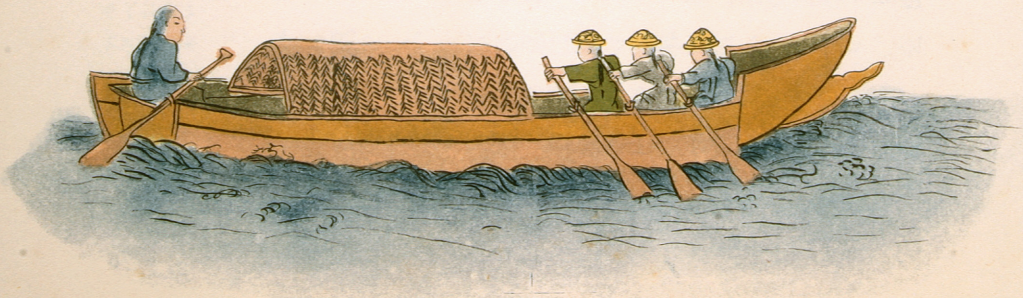

原本書入れ
盤水子曰、德楞ハ哩名ニテ德楞ト云トイヘルコトナルヘシ

「中國の人なるべしといい」の下、他本「又は日本中國に入貢の事ありや否を問ひ、林藏崎陽五市の事のみ

らず。

一、林藏問答のついて此假府の名を問しに、官夷德楞(デレン)哩名の四字を書して是を與ふと云。此他筆語問答又少なからずといへ共有用の事にあらざれば是をしるさず。

一、滿州夷なす處の事は總て敏速にして少しくも持重の事なく、三上官夷會議して其事を行ふ抔いふ事も見聞する處なく、大抵各意に任せ其事を行ふさまなり。交易等の事に至りては猶更上官夷はしらざる事の如く、中以下の官夷等隨意に是をなし、上官の指揮を受る趣なし。且中國の外は萬國悉く無政の夷猶更と蔑視し、

有て入貢の事なしと答へければ天地間中國に入貢せざるもの僅に三國を餘すといひ、或は魯西亞を屬國と稱して國の境界をいはずといふ。故に諸夷を待するの狀實に物の員とも思はぬさまにして」

林藏が文を書するを見て大に是を怪み、中國の人なるべしといい、或は魯齊亞を屬國と稱して國の境界をいわず、又は日本中國に入貢の事ありや抔問し事、驕傲の甚敷其情を見つべし。故に諸夷に應接するの狀實に物の員（カズ）とも思わぬさまにして、いかにも含容浩大なりしといふ。

東韃紀行　卷之中　終

東韃紀行　卷之下

此所に留滯する事日數七日を經ければ、同船の夷共進貢交易共に終り、荷物悉く船に積入れ、歸島せん迚本月十七日に船を浮（ウ）ければ、林藏廬船に至て官夷に別を告しに粟酒若干を贈て別を餞し、終に相辭して船を出し、流に添て下けるに、此日風烈敷起りて波濤荒く成けれは、其程漸六里許も下りて、シャレイといへる山丹夷の部落に泊す。

一、歸船の繫泊は假屋を設くべきの具なければ、只河岸に柴抔打敷、其上に皮をのへて泊宿するのみ。雨中といへ共齋す處の樺木皮魚皮（連綴長大にして本部桐油の如き物、夷等是を以て假屋を造る）の類は悉く荷箇のうへを覆ひたれば、何一つ身を覆ふべき物無、林藏只吳座一枚を貯へて雨中の具となせしと云。以下の泊所夷家に宿するにあらざるよりは皆如し斯。

（桐油は桐油紙の略）

一、此處に泊せしに、黃昏の頃よりして純白小蝶夥敷襲ひ來り、物色を辨ずべからざるに至る。林藏夷と共に夕餉を炊かんとて火を燃すれば、霏々として釜中に飛入る者幾百を以て數へ難し。初の程は是を防ぎけれども、後には防べからざるに至ければ、打捨置て炊き終り是を見るに、釜に溢るゝ迄に死してありぬ。有毒の事も恐しけれ共、不食して止べき事にあらざれば、其上なる粟を去棄て、釜底の處のみ少許を分食して其夜を明せしと云。

同十八日の朝船を出して其日十三四里を乘下して、先にやとりしキチーに歸り着ぬ。

（「キチーに歸り着」の下、間宮孝順本及び北斗社本「ければ、又チヲーが家に」）

一、此處は滿州通譯を司どれる夷人の倉中を借て宿す蓋し船夷の親族なるべし、其夜酒肴を設て厚く饗應

至り倉を借りて宿す。一、此度は主夷チヲーも家にありて大に悦び奇なる銅壺を出し上好の茶（唐山産）など煎じ與へ、女夷等に命じて米飯を炊き酒肴を備へて夜の深る迄大に饗應せし故林藏かへし禮す處の件、着な

す。以下夷家に宿するもの皆かくの如し。

同十九日も同船の夷等交易の事有て留滯せし故、船を不レ出。

此處にして船夷犬二頭を易來り船に入る。元きたりし路を歸らんには、此處よりして湖中に入て行べかりしなれども、如レ此異域に來る事又再び有べしとも思はず。同じ無人の境界を歸らんより、此度は此河を下り未見の地理を多く窺得、河流の曲直をも察得ん事を慮りて、同船の夷等に諭請しければ、流に從て下る事は艱苦の事もなく又里程の遠近もさ迄違たる事も非ずとて、同廿日船を出し、山旦夷の部落にして、富家抔有て其家數十四五屋も有ぬるカタカーと稱する處に上陸す。

一、此地は其昔（年代不知）テレンの如く滿州夷假府を置し處なれども、諸夷と鬪爭せし事ありて今廢す。

一、此邊よりして下流ホルと名附たる處に至るの間、住夷悉く山旦夷なれば、以下山旦夷の文字を除て、夷家とのみ記しぬ。又云事ある處にあらざれば、總て其地名夷家の所在といへども省略して詳に載する事なし。林藏が圖する處の地圖を閲して、其所在を自得せん事を請ふ。

おし禮祥を脫して其厚意を謝しければ主夷大に悅びしと」

「ホル」通航一覽本同し、間宮孝順本「ボル」今のボルなれば後者正し

漸く其日も斜陽の頃に成て歸り來り、船を出しければ僅六里許も下りてアヲレーといへる處に至り河岸に泊す。

一、此處は夷家十四五屋も有て殊に富家も多く、其地形夷壤中にして尤沃饒なる處也。

同廿一日此處を發して同廿二日の晩ホルといへる處に宿りぬ。

「シュシュ」、他本「シュク」

一、此日經し處にシュシュと名づくる地あり、少許りの夷落有。此處にして初て鮭魚を食す。蝦夷島に比しては漁候少しく早き事と覺ふ。其漁態の事は圖の如く、河流に杭を建て、水底に網を設け、鮭魚上游

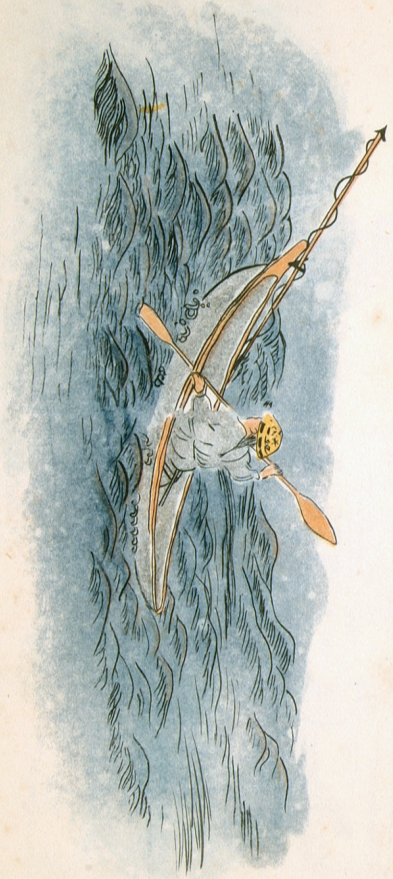

上夷漁網圖

山夷漁鮭圖

して杭頭に至り、進む事あたわざるを知て下流に向ふ時、網中に入るを待て網を揚て是を獲る。

一、アヲレーよりホルに至るの間、里程僅に四里にたらす。然るに二日を經し事は、船夷處々の夷落に上陸し其用をなせし故此遲滯あり。下是に倣ふ。

一、此邊よりして下流はスメレングル夷の部落也。其人物居家作業總てカラフト島中のスメレングル夷に異る事を見ず、故に又夷家の字而巳(ノミ)を用ゆ。

一、行舟一事にして、他の奇談なき處は數日を縮束して是をしるす。下是に倣ふ。

同廿三日ホルを發して日數四日を經、同廿六日カルメーと稱せる處に至り、ハラタ夷の家に宿す、酒肴の設けまたキチーの如し。

一、四日の行舟中バットと稱する處にして、船夷又一犬を易得て船に入れぬ。

一、此日經し處にサンタンコエと名つく地あり。其むかし魯齊亞賊ホンコー河（其國中より流れ來て此川に入る）を乘下し、此處に至て居家を營み、傍夷を撫して其產物をかすめ、此邊の地方を蠶食せんと欲せしに、滿州夷の爲に討伐せられ、敗走して其國に去りしと云（年代不知）。其時賊夷

「ホンコー」
間宮孝順本
「ホンゴー」

年代は廣盛二

十三年、解說「サンタンコエの露清の戰跡」に詳述

二基の石碑は奴兒干永寧寺の永樂十一年の勅修碑と宣德八年の重修碑、解說「サンタンコエの石碑」に詳述

の建し物也とて、此處の河岸高き處に黃土色の石碑二頭を立、林藏船中よりの遠眺なれば文字は彫刻せるや否をしらず。衆夷此處に至りぬる時は、もたらす處の米粟草實抔川中に散し此碑を遙拜す、其意如何をしらず。

一、此處の北岸邊に異製の船三艘を望見せし故、何物成事を問ひしに、是ホンコー河源に住して、其名イダーと稱せる魯齊亞の屬夷也、時々ホンコー河を下りて此處に來り、河濱に假屋を作り。在留して漁獵をなす者なりと答ふ。遠望の事なれば詳圖を出す事

あたわず。ホンコー河源に住する者、只に此夷のみに非ず。其他異類の者許多也と聞しと云。

一、此邊よりして下流は河中に鯨魚多し、其形狀白色にして常の鯨魚に異なり。

同廿七日カルメーを發して流れを下る事凡四里半許にして、テホコーと稱せる居家の二十許も在ける處に至り、夷家に宿。

「テホコー」今の Tobakh なれば北斗社本の「テホユー」は誤寫若しくは誤植

一、此處も又魯齊亞賊の掠居(メリ)しを、滿州夷討して亞賊敗走すと云。然れども今猶キーレンと稱せる亞賊の屬夷時々往來すと云。

同廿八日此處を發して日數四日を經、ワーシと稱せる處に露泊す。四日の間泊せし處は、何れの處も河岸の露泊なるに、悉く卑濕の地にして其辛苦殊に甚し、大抵柳枝を多く打敷て、其上に獸皮を覆ひ宿すといへども、朝に至れば水氣大抵皮上に徹すと云。

一、此處よりして下流は河中に島嶼の類なく、浩々として海に異なる事なし、又僅に潮水の增減あり。

八月二日此處を出といへども怒濤起り來て船行(カ)す、漸く其程五里許もありぬるヒロケーと云處に至り、沙濱に泊す。

一、此處マンコー河の末、海に入る處なり、夷家僅に四五屋有のみ。

同三日には船を出して海岸にそいワツカンといへる夷家もなき處に泊し、同四日チョーメンと稱せる處に至りぬ此處の住夷は打ひらけたる處の中に散在しぬれば、其詳なる事をしらざれども、家數處々に見へしと云。同五日船を出さんと思ひけれども、潮水減去て船動かず、漸く其日の斜陽に至て潮水來り、船進退すべき事を得て漕出すといへども、其程もなくて日くれければ、チヤカガエバーハといふ處の沙濱に露泊す。同六日

「ワツカン」他本「ワツカシ」

「四日」、他本「五日」

此處減潮の時に至ては海面陸地となる事許多也

「チヤカガエ

此所を出て、ハカルハーハと稱する處に泊し、同七日は朝疾(トク)より船を出しぬるに、霧少し覆へども、風波も穩にして左迄難苦の事もなく、カラフト島のワゲーに歸り渡り、其夜はラツカ崎に泊し、明る八日にノテトに歸り着ければ、六月に殘し置たる蝦夷も出迎ひ、共に恙なき事を悅び、其處に三日滯留せしに、此頃幸にして地夷の南方に遊獵せんとて船裝をなしたる者ありければ、蝦夷と共に此船に乘組、同十一日滿州同行の者に別れ、此處を出て、九月十五日シラヌシの府に至り、同廿八日ソウヤに歸り者ぬと云。

バーハ」、通航一覽本「チヤカガエハー」

間宮孝順本「チヤカガエハース」